平成２５年（フ）第３９７７号
東京都清瀬市中里２丁目1426番地の16
破産者　ユウキプランニング有限会社
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９７８号
東京都清瀬市中里２丁目1426―16
破産者　白井　　進
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０１３号
千葉県長生郡長生村宮成2739番地３
破産者　株式会社光謙通商
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０１４号
東京都町田市山崎町2130　山崎団地７―２―408
破産者　卜部　順一
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０３８号
東京都渋谷区広尾５丁目３番５号
破産者　武田宝飾有限会社
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０３９号
東京都品川区荏原７丁目11―３―102
破産者　武田　幹男
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０５９号
東京都杉並区成田東１丁目37番10号、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区梅里２丁目１番19号
破産者　株式会社瀬一梵
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０６４号
東京都昭島市武蔵野２丁目13番13号
破産者　株式会社吉住
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０６５号
東京都昭島市田中町１丁目９―７
破産者　篠原　　惠
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０７４号
東京都足立区西新井４丁目26―37
破産者　齊藤　雅清
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０８０号
東京都港区赤坂２丁目23番１号　アークヒルズフロントタワーＲｏＰ701号室、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市神奈川区金港町６番地３横浜金港町ビル３階
破産者　サザンビーチ特定目的会社
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２８号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町1862―68―402
破産者　後藤　佳仁
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５２９号
神奈川県伊勢原市大住台２―９―７―108
破産者　杉山真由美（旧姓吉川）
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５７８号
東京都北区志茂５丁目25―２
破産者　岩片　　勉
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６１９号
東京都練馬区栄町９―６―301
破産者　塚本　芳夫
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６３５号
東京都板橋区仲町34―11　メゾン・タカノハⅢ―202
破産者　米谷　拓郎
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６４３号
神奈川県横浜市青葉区奈良５丁目４―１―205
破産者　阿部　　仁
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７３６号
東京都足立区大谷田５丁目31―１―504
破産者　谷口　拓郎
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８３６号
東京都練馬区練馬１丁目９―２―103
破産者　星野　辰正
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８４１号
東京都世田谷区南烏山１丁目１―21―503、住民票上の住所東京都八王子市長房町30―１
破産者　大隅　章雄
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８６６号
東京都渋谷区西原１丁目45―５―202
破産者　高森　幸男
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部